令和元年（少）〇〇号　窃盗保護事件

証人尋問申出書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　御中

少年　　〇〇　〇　〇付添人弁護士　　福岡　九州男

　上記少年に対する頭書保護事件につき、下記のとおり証人尋問を申し出る。

記

第１　証人の表示

１　証人　A

住所　福岡県〇〇

立証趣旨　共謀の有無

尋問時間　30分

2　 証人　B

住所　福岡県〇〇

立証趣旨　本件非行の目撃状況

尋問時間　20分

第２　証人尋問の必要性

1　 本件は、少年が、Aと共謀の上、被害者所有の自動車から現金等在中のハンドバッグを窃取したという窃盗保護事件（車上荒らし）である。

2　 しかるところ、少年は、Aがハンドバッグを窃取したこと自体は争わないものの、Aに誘われて現場に行っただけであり、その時はAが盗みを働くなどとは夢にも思わなかったとして、Aとの共謀の事実を争っている。

3　 これに対してAは、捜査段階において、本件非行の約1時間前に、少年と犯行について打ち合わせ、分け前の約束をしていたなどと供述するが、Aの供述は、打ち合わせをした際のやり取りや打ち合わせをした場所等の重要な点について変遷がみられ、信用性には重大な疑問がある。このため、審判廷において証人尋問を実施する必要性が大である。

4　また、Bは、本件当時、現場を通りかかった目撃者であり、Aが車上荒らしをする際に、少年が、Aの姿を通行人に見られないよう、覆い隠すような動作をしていた旨、捜査段階では供述している。しかし、Bの供述は、本件当時、少年が着用していたパーカーの色を間違えているなど、視認状況等の点から信用性にはやはり疑問があり、同じく審判廷における証人尋問の実施が不可欠である。

以上